

平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）の一部を改正する件（案）に関する意見募集の結果について

令和5年4月28日
厚生労働省
医政局総務課

平成十九年厚生労働省告示第五十三号（医療法施行規則別表第一の規定に基づく病院、診療所又は助産所の管理者が都道府県知事に報告しなければならない事項として医療法施行規則別表第一に掲げる事項のうち、厚生労働大臣の定めるもの）の一部を改正する件（案）について、令和5年3月13日（月）から同年4月11日（火）まで御意見を募集したところ、計4件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	「人員配置について報告することとされる医療従事者の職種」について管理栄養士及び栄養士を追加することとする案について賛成いたします。 リハビリテーション・口腔・栄養の一体的な取り組みを推進していくためには、他職種から栄養部門、および管理栄養士・栄養士への理解が進むことが不可欠だと考えま	本案に賛成の御意見として承ります。

	す。管理栄養士・栄養士に対する認識が「食事を作る人」から「栄養を司る医療従事者」へと変わることは、管理栄養士・栄養士がチーム医療に参画するためのハードルを大きく下げることになり、リハビリ・口腔・栄養の一体的な取り組みの推進に大きく貢献することとなります。 また栄養状態のコントロールが国民の健康を維持するために不可欠な医療行為であるというメッセージともなり、低栄養が多いとされる高齢者の意識改革にも寄与するものであると考えられます。実現を祈念しております。	
2	今回の改正案は、医療現場における栄養士・管理栄養士の担うべき業務が反映されるもので極めて妥当であると考えます。理由として、特に管理栄養士においては、従来、診療報酬上で栄養食事指導料の算定、栄養管理計画書の作成など、要件として管理栄養士のライセンスが求められるものがあるのにも関わらず、医療従事者として認められていないことは整合性に欠けていたと感じられます。また、栄養管理業務を確実に遂行し、充実・発展させることを目的に人員要求を行なっても承認されず一人職場が多い実情があります。その理由の一つとして「薬剤師や検査技師とは違って、栄養士の配置義務はない」とされるなど、いつ解雇されるか分からないという雇用に対する心理的不安に晒	本案に賛成の御意見として承ります。

	される状況もありましたが、これらは解決に向かうと考えます。 少子高齢社会において、特に高齢患者の主な療養の場は、自宅となります。経口摂取の確保に加え、経腸栄養・経腸静脈に関する知識を兼ね備えた管理栄養士が、医師看護師と協働して在宅療養を支えるためにも今回の改正は大きな意味を持つと考えます。 従来、「医療を支援する者」という立場でありながらも、心意気としては、「医療従事者の端くれ」と自負し、臨床栄養の専門家として栄養管理を通して治療に貢献するために研鑽を積んできた管理栄養士は少なくありません。今後は、医療従事者の一員として、更に栄養管理を通して医療に貢献し、医師・看護師のタスクシフトの受け皿として活躍し期待に応えたいと考える管理栄養士は数多く、大いに自己研鑽に励むとともに後進育成にも尽力して、成果を示してくれるであろうと考えます。関わられた全ての方々に深謝申し上げます。	
3	「当該医療従事者の職種については本件告示第 18 条において規定しているところ、管理栄養士及び栄養士を追加する」ことに賛同いたします。 国家試験有資格者であり設置人数規定があり、診療報酬対象職種であるにもかかわらず、長い期間、医療従事者と	本案に賛成の御意見として承ります。

	して扱われていたこと自体が異常な状況だと思います。今後、医師の働き方改革の推進の中で、タスクシフトが推進されると思いますが、医療機関唯一の栄養専門職種である管理栄養士が医療職種として認められることは、現場での現状に一致した見解であると思います。日本国は今後、高齢化がさらに進み、世界に誇る国民皆保険を死守するためにも、医療費の抑制をするためにも管理栄養士の存在が益々、大きくなることが必須だと考えます。今回のご判断に敬意を表します。	
4	医療従事者にとて認められこととてもうれしく思います	本案に賛成の御意見として承ります。